

平成22年6月25日

担当課 担当班 担当者 電話(直通) 内線	商工振興課 金融班 青木、八木 095-895-2651 2651、2652
-----------------------------------	--

中小企業経営緊急安定化対策資金について

中小企業の資金需要に早期に対応し、資金繰りを支援するため、7月から本資金の取扱を開始します。

記

1 融資対象者

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、中小企業信用保険法第2条第4項第5号（セーフティネット5号）に基づく市町長の認定を受けた者

【市町の認定要件】

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
- ③指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ④指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの影響を受けた後、3か月間の売上高等が前年同期比でマイナス3%以上の中小企業者
- ⑤指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が2年前同期比マイナス3%以上の中小企業者

2 融資条件

融資限度額	1企業当たり 2,000万円
資金使途	運転資金
利率	年1.80%
保証料	年0.45%
償還期間	10年以内（うち据置2年以内）

3 融資枠

100億円

4 取扱金融機関

商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、山口銀行、肥後銀行、三菱東京UFJ銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐世保中央信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、長崎県民信用組合、近畿産業信用組合

5 取扱期間

平成22年7月1日(木)から平成23年3月31日(木)の保証承諾まで

6 その他

市町において県と同様の資金を実施している場合もありますので、まずは、各市町のセーフティネット認定の窓口や取扱金融機関窓口へご相談ください。

景気対応緊急保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成20年10月31日～平成23年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）

75	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号及び第3号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
76	85	廃棄物処理業
77	86	自動車整備業
78	87	機械等修理業（別掲を除く。）
79	88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
80	89	広告業
81	90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
82	93	その他のサービス業

大分類Eー建 設 業

総 説

この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。

ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。

建 設 工 事

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

事 業 所

建設業の事業所は、本店（個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居）、支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。

なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又は販売品を用いる建設工事（機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く）を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類Dー鉱業 [05] に分類される。
- (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建物建売業（自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く）、土地分譲業（自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く）は大分類Lー不動産業 [68, 69] に分類される。
- (4) 主として試すい（錐）（鉱山用を除く）、測量又は建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は大分類Qーサービス業（他に分類されないもの）[805] に分類される。
- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設（維持補修を除く）で行うもの以外は分類Qーサービス業（他に分類されないもの）[8051] に分類される。

中分類 06－総合工事業

総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。

建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物の改装又は軽微な増・改築工事を行う事業所のうち塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事を行う事業所は、中分類[07, 08]に分類される。

小分類
番 号

細分類
番 号

061 一般土木建築工事業

0611 一般土木建築工事業

各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。

完成する能力とは、土木技術者及び建築技術者の双方を有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有することである。

○一般土木建築工事業

062 土 木 工 事 業（舗装工事業を除く）

0621 土 木 工 事 業（別掲を除く）

一般土木建築工事業に属さないで、主として堤防・護岸・水利・床固・山腹工事などによる河川・砂防・海岸・治山施設工事、ダム工事、各種の貯水池、用水池などの建設工事、各種の水路工事、かんがい排水施設工事、防波堤、岸壁・栈橋などの港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、軌条敷設・停車場・鉄道土工・伏せどい・溝橋などの鉄道施設工事、地下鉄・地下工作物工事、ドック建設工事、高架道路・高架施設工事、橋りょう工事（鋼橋上部工事を除く）、ずい道工事、水源施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事、下水管きょ・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事、道路工事、駐車場工事、飛行場・水上飛行場工事、運動競技場・競馬場・競輪場工事、宅地造成工事などのすべて又はいずれかを行うことによって、土木施設を完成する事業所をいう。

ただし、主として造園工事を行う事業所は細分類0622に、しゅんせつ工事を行う事業所は細分類0623に、舗装工事を行う事業所は小分類063

[0631] に分類される。

○土木工事業

×造園工事業 [0622] ; しゅんせつ工事業 [0623] ; 舗装工事業 [0631]

0622 造 園 工 事 業

主として庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事を行う事業所をいう。

○造園工事業 ; ゴルフ場工事業

×造園業 [0141] ; 植木業 [0141] ; 整地工事業 [0621]

0623 しゅんせつ工事業

主としてしゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

○しゅんせつ工事業

063 舗 装 工 事 業

0631 舗 装 工 事 業

主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

○道路舗装工事業

064 建 築 工 事 業 (木造建築工事業を除く)

0641 建 築 工 事 業 (木造建築工事業を除く)

主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブ리케이션建築物 (ユニット住宅を含む)、石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。

○建築工事請負業 ; 鉄骨造建築工事請負業 ; 組立鉄筋コンクリート造建築工事業 ;
コンクリートブロック造建築工事業 ; プレハブ리케이션建築工事業

×建築リフォーム工事業 [0661]

065 木造建築工事業

0651 木造建築工事業

主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。

○木造建築工事業 ; 木造住宅建築工事業

×木造建築リフォーム工事業[0661]

066

建築リフォーム工事業

0661

建築リフォーム工事業

主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。

○建築リフォーム工事業；住宅リフォーム工事業；木造建築リフォーム工事業

×内装工事業[0782]；塗装工事業[0771]；屋根工事業[0761又は0794]；冷暖房設備工事業[0832]；給排水・衛生設備工事業[0833]

中分類 07－職別工事業（設備工事業を除く）

総 説

この中分類には、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事業目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。

ただし、設備工事を行う事業所は中分類 08－設備工事業に分類される。

小分類
番 号

細分類
番 号

071 大 工 工 事 業

0711 大 工 工 事 業（型枠大工工事業を除く）

主として大工工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。

建築物建設について、大工工事（型枠大工工事を除く）のほかにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合わせて、木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は中分類 06 [0651] に、主として型枠大工工事を行う事業所は細分類 0712 に分類される。

○大工工事業；造作大工業；堂宮大工業（総合請負をしないもの）；木造りゅう骨工事請負業

×木造建築工事業 [0651]；型枠大工工事業 [0712]

0712 型枠大工工事業

主として型枠大工工事を行う事業所をいう。

○型枠大工工事業；仮枠大工工事業

072 とび・土工・コンクリート工事業

0721 と び 工 事 業

主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事を行う事業所をいう。

○とび工事業；足場組立業；建方業（とび工事を主とするもの）；ひき屋工事業；メタルフォーム組立業；組立鉄筋コンクリート組立業；くい打工事業；仕事師業（とび工事を主とするもの）

0722 土工・コンクリート工事業

主として土工工事及び一般的なコンクリート工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。

○土工工事業；機械土工工事業；コンクリート工事業；コンクリート圧送工事業；

コンクリート打設工事業；仕事師業（土工仕事を主とするもの）；地盤改良工事業；
ウエルポイント工事業；薬液注入工事業

0723 特殊コンクリート工事業

主として潜かん（函）などの特殊コンクリート基礎工事，場所打ちコンクリートぐい工事，独立コンクリート煙突工事などの作業を行う事業所をいう。

○特殊コンクリート基礎工事業；場所打ちコンクリートぐい工事業；独立コンクリート煙突工事業；プレストレストコンクリート工事業；特殊コンクリート工事業

073 鉄骨・鉄筋工事業

0731 鉄骨工事業

主として現場で構造用鋼材の組立，びょう接，溶接工事を行う事業所をいう。

○鉄骨工事業；橋りょう工事業

×建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）〔254〕

0732 鉄筋工事業

主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。

○鉄筋工事業

074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業

0741 石工工事業

主として現場で天然石あるいは人造石の造形，取付け仕上げを行う事業所をいう。

○石工業（建設工事を行うもの）；石工工事業；石垣築造業；道路石工事業；軌道石工事業

×建築材料卸売業〔521〕；石工品製造業〔2283〕；土工工事業〔0722〕

0742 れんが工事業

主としてれんが工事を行う事業所をいう。

○れんが工事業

×築炉工事業〔0891〕；モザイクタイル加工業〔2246〕

0743 タイル工事業

主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をいう。

○タイル工事業

×モザイクタイル加工業 [2246]

0744 **コンクリートブロック工事業**

主としてコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。

○コンクリートブロック工事業；歩道用コンクリートブロック工事業

×コンクリート製品製造業 [2223]

075 **左 官 工 事 業**

0751 **左 官 工 事 業**

主として左官工事，木舞工事並びに現場における擬石研ぎ出し・磨き出し工事及びモルタル吹付工事などを行う事業所をいう。

○左官業；木舞業；漆くい工事業；磨き出し工事業；吹付工事業

076 **板金・金物工事業**

0761 **金属製屋根工事業**

主として亜鉛鉄板，銅板，アルミニウム板などを用い，折板，瓦棒，波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所をいう。

○鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；アルミニウム屋根ふき業

×かわら屋根ふき業[0794]；スレート屋根ふき業[0794]

0762 **板 金 工 事 業**

主としてとい（樋），水切，雨押，スカイライト，ブリキ煙突などの工事を行う事業所をいう。

注文を受けて板金工事用の製品を製作し，これを現場で取り付ける事業所も含まれる。

○板金工事業

0763 **建築金物工事業**

主として面格子，装飾金物，メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。

○建築金物工事業

×金物卸売業 [5492]；金物小売業 [5991]

- 077 塗 装 工 事 業
- 0771 塗 装 工 事 業（道路標示・区画線工事業を除く）
- 主として建築物内外，建築設備，鉄塔，鉄橋その他の鋼製構築物，木柱，木べい，木橋その他の木造構築物，船舶などの塗装を行う事業所をいう。
- 塗装工事業；鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業（塗装工事を主とするもの）；船舶塗装業
- ×看板書き業 [9094]；塗料卸売業 [5221]；道路標示・区画線工事業 [0772]
- 0772 道路標示・区画線工事業
- 主として道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業所をいう。
- 道路標示・区画線工事業
- 078 床・内装工事業
- 0781 床 工 事 業
- 主としてプラスチック系床タイル，床シート，カーペット，フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。
- 床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業
- 0782 内 装 工 事 業
- 主としてテックスその他繊維板のはり付け工事，壁紙工事，その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。
- テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
- ×家具小売業 [5911]；畳卸売業 [5413]；家具・建具卸売業 [5411]；室内装飾繊維品卸売業 [5414]
- 079 その他の職別工事業
- 0791 ガラス工事業
- 主としてガラスの取付工事のみを行う事業所をいう。
- ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は含まれない。
- ガラス工事業
- ×板ガラス卸売業 [5213]；板ガラス小売業 [6093]
- 0792 金属製建具工事業
- 主として金属製サッシ，金属製ドア，金属製シャッター，防火扉，非常階段などの取付工事のみを行う事業所をいう。

個人の注文を受けて金属製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類 J 一卸売・小売業 [5912] に分類される。

○金属製建具取付業

×金属扉・窓枠・くり形及び組枠製造業 [2542] ; 建具小売業 [5912]

0793 木製建具工事業

主として木製建具の取付工事のみを行う事業所をいう。

個人の注文を受けて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類 J 一卸売・小売業 [5912] に分類される。

○つりこみ業（木製建具工事業）

×建具小売業 [5912] ; 家具・建具卸売業 [5411] ; 建具製造業 [1431]

0794 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）

主として屋根工事（金属製屋根工事を除く）を行う事業所をいう。

○屋根ふき業（板金を除く） ; かわら屋根ふき業 ; 木羽屋根ふき業 ; とんとんぶき業 ; スレート屋根ふき業 ; かや屋根ふき業

×コンクリート製品製造業 [2223] ; 金属製屋根工事業 [0761]

0795 防水工事業

主としてアスファルト防水工事，モルタル防水工事などを行う事業所をいう。

○防水工事業 ; アスファルト防水工事業 ; モルタル防水工事業

0796 はつり・解体工事業

主としてコンクリート構造物のはつり及び破壊を行う事業所をいう。

○はつり工事業 ; 解体工事業

0799 他に分類されない職別工事業

主として他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。

○サンドブラスト業 ; 潜水工事業 ; 建設揚重業 ; 炉解体業 ; カーテンウォール工事業 ; 電気防蝕工事業

中分類 08－設備工事業

総 説

この中分類には、主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

081 電 気 工 事 業

0811 一般電気工事業

主として送電線・配電線工事（地中線工事を含む）、電気鉄道、トロリーカー、ケーブルカー等の電線路工事、海底電線路配線工事、しゅんせつ船電路工事、その他これらに類する工事並びに水力発電所、火力発電所の電気設備工事、変電所変電設備工事、開閉所設備工事、変流所設備工事、船内電気設備工事、電気医療装置設備工事等の設備工事をすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。

○送配電電線路工事業；電気設備工事業

0812 電気配線工事業

主として建築物、建造物の屋内、屋側及びその構内外の電灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会社、商店、住宅その他電灯照明電力機器の配線工事、屋外照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般電気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等の配線工事又はネオン広告塔、電気サイン広告塔、ネオン看板、電気看板等の設備並びに配線工事のすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。

○電気配線工事業；ネオン装置工事業；船内配線業

×電気機械器具小売業 [5921]；電気機械器具卸売業 [533]；屋外広告業 [8991]

082 電気通信・信号装置工事業

0821 電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）

主として電話線路（ケーブルを含む）、無線電信電話空中線設備（支持柱を含む）、電信電話機械設備に関する工事又はその一部を施工する事業所をいう。

ただし、有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所は細分類 0822 に分類される。

○電気通信工事業；電話線路工事業；通信土木工事業；有線・無線電話機械設備設置工事業；電信機械設備設置工事業；無線テレビジョン放送設備設置工事業；有線・無線ラジオ放送設備設置工事業

×通信機械器具卸売業 [5332]；有線テレビジョン放送設備設置工事業 [0822]

0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業

主として有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所をいう。

○有線テレビジョン放送設備設置工事業

0823 信号装置工事業

主として閉そく器，電気信号機，連動機，転てつ装置，踏切保安装置，電気信号線支持物などの信号保安装置及び火災報知機，その他の警報装置に関する工事を施工する事業所をいう。

○信号装置工事業；火災報知機工事業

×通信機械器具卸売業 [5332]

083 管 工 事 業（さく井工事業を除く）

0831 一般管工事業

主として冷暖房設備，温湿度調節装置，換気装置，空気調節装置，乾燥装置，冷凍冷蔵装置，製氷装置，冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事をすべて施工する事業所をいう。

○一般管工事業

0832 冷暖房設備工事業

一般管工事業に属さない，主として冷暖房設備，温湿度調節装置，換気装置，空気調節装置，乾燥装置，冷凍冷蔵装置，製氷装置，冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。

○冷暖房設備工事業；温湿度調節装置・乾燥装置工事業；冷凍冷蔵・製氷装置工事業

0833 給排水・衛生設備工事業

一般管工事業に属さない，主として建築物，工場など各種施設の給水設備（井戸ポンプを含む），排水設備，給湯設備，消火設備，水洗便所，

ちゅう房設備，汚水汚物処理装置，汚物浄化槽，じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。

○給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業；井戸ポンプ工事業

×衛生用陶磁器卸売業〔5219〕

0839 その他の管工事業

主としてガス導管配管，ガス内管配管，送油管配管，プラント配管，その他の配管工事をを行う事業所をいう。

○ガス配管工事業；配管工事業

084 機械器具設置工事業

0841 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）

主として機械装置のすえ付基礎工事，機械装置のすえ付け，組立，解体などの工事を施工する事業所をいう。

○機械器具設置工事業；収じん（塵）装置工事業；索道架設工事業；計装工事業；自動ドア設置工事業

0842 昇降設備工事業

主としてエレベータ，エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所をいう。

○昇降設備工事業

089 その他の設備工事業

0891 築 炉 工 事 業

主として溶鉱炉，平炉，石灰窯，れんが窯，融解窯，じんあい（塵埃）焼却炉，火葬場の炉，火力発電所などのボイラなど各種の窯炉建設工事をを行う事業所をいう。

○築炉工事業

0892 熱 絶 縁 工 事 業

主として管，ボイラ，その他の熱絶縁工事をを行う事業所をいう。

○保温保冷工事業；熱絶縁工事業；ボイラ熱絶縁工事業

0893 道路標識設置工事業

主として道路において標識設置工事をを行う事業所をいう。

○道路標識設置工事業

0894 さく井工事業

主としてさく井、観測井・環元井・温泉の掘さく、浅井戸の築造、揚水設備の設置などの工事を行う事業所をいう。

○さく井工事業；さく泉工事業；井戸掘業

×原油採取業〔0531〕；天然ガス採取業〔0532〕